

Title	周縁化される不可触民：インドの清掃人カーストと慣行権の研究
Sub Title	Marginalization of Untouchables : a study of scavengers and customary rights in India
Author	鈴木, 真弥(Suzuki, Maya)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2005
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学：人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.60 (2005. ) ,p.55- 70
JaLC DOI	
Abstract	<p>This paper explores the current aspects of the socio-cultural marginalization of the untouchables, namely, the scavenger community (known by the caste name of Bhangi or Balmiki) in India through an examination of administrative reforms. The traditional occupation of the scavenger community-sweeping of certain streets or house holds and removing night soil from latrines-has been one aspect of India's traditional caste system. The caste system is a form of social stratification where in social inequality is structured and accorded legitimacy by the privileged sections of society Scavengers are often described as they are considered to be the lowest community, even when compared with other untouchables; moreover, they have been excluded from society in various socio-cultural activities. However, they have continued to co-exist with in this oppressive society for long time by performing jobs, which albeit being "filthy and polluted ", are essential for the maintenance of the social environment, especially in urban areas.</p> <p>With the construction of new latrines and sewage systems, the scavengers began to nurture hopes of being liberated from their working conditions. However, despite the government's efforts to ameliorate their condition in the state, little progress has been achieved thus far. This article presents the problem posed by government-led social reforms aimed at the scavenger community by examining a national scheme that was initiated in the 1960s to abolish the customary rights of scavengers. It also explores the dispute that arose between the state and the scavengers over customary rights. It is presumed that the customary rights of scavengers have originated chiefly from indigenous social systems, such as the Jajmani system. The Jajmani system, existing in villages in North India, comprises caste-based service relationships. In this system, each caste is mutually exclusive but enters into service relationships with the others. This system under went modifications and was weakened through out the 19th and 20th centuries.</p> <p>According to government committee reports on scavengers, the government insisted that the customary rights should be abolished immediately because it was claimed that these rights led to several social problems concerning human rights and public health. On the other hand, from the scavengers' stand point, the issue of abolition was crucially linked to their life. Although scavenging is characterized by hardships, the scavengers retained a certa in economic security because they controlled their work environment and possessed a means of survival. Yet, several scavengers were in favor of abolishing these rights in an appropriate manner and achieving gradual progress. Hence, the dispute between the scavengers and the government continued, the focal question being "how to abolish", these rights. It appears that the argument was finally settled to the disadvantage of the scavengers. Rejecting the claims of the scavengers, the state was reluctant to offer</p>

	them adequate compensation and alternative employment in lieu of the deprivation of their customary rights. Their demands for compensation, in particular, were rejected from the legal point of view. This paper traces the process where by government welfare measures do not always prove advantageous to the target groups; instead, these measures may serve to marginalize them. Further analysis leads to a study of the current situation of scavengers, where in they find themselves locked into a specific occupation; this is evident from the fact that the employees of the municipal sanitation department are chiefly recruited from the scavenger community .
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000060-0055">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000060-0055</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 周縁化される不可触民

—インドの清掃人カーストと慣行権の研究—

## Marginalization of Untouchables

—A Study of Scavengers and Customary Rights in India—

鈴木 真 弥\*

*Maya Suzuki*

This paper explores the current aspects of the socio-cultural marginalization of the untouchables, namely, the scavenger community (known by the caste name of Bhangi or Balmiki) in India through an examination of administrative reforms. The traditional occupation of the scavenger community—sweeping of certain streets or households and removing night soil from latrines—has been one aspect of India's traditional caste system. The caste system is a form of social stratification wherein social inequality is structured and accorded legitimacy by the privileged sections of society. Scavengers are often described as they are considered to be the lowest community, even when compared with other untouchables; moreover, they have been excluded from society in various socio-cultural activities. However, they have continued to co-exist within this oppressive society for long time by performing jobs, which albeit being “filthy and polluted”, are essential for the maintenance of the social environment, especially in urban areas.

With the construction of new latrines and sewage systems, the scavengers began to nurture hopes of being liberated from their working conditions. However, despite the government's efforts to ameliorate their condition in the state, little progress has been achieved thus far. This article presents the problem posed by government-led social reforms aimed at the scavenger community by examining a national scheme that was initiated in the 1960s to abolish the customary rights of scavengers. It also explores the dispute that arose between the state and the scavengers over customary rights. It is presumed that the customary rights of scavengers have originated chiefly from indigenous social systems, such as the Jajmani system. The Jajmani system, existing in villages in North India, comprises caste-based service relationships. In this system, each caste is mutually exclusive but enters into service relationships with the others. This system underwent modifications and was weakened throughout the 19th and 20th centuries. According to government committee reports on scavengers, the government insisted that the customary rights should be abolished immediately because it was claimed that these rights led to several social problems

---

\* 慶應義塾大学大学院社会学研究科博士課程

concerning human rights and public health. On the other hand, from the scavengers' standpoint, the issue of abolition was crucially linked to their life. Although scavenging is characterized by hardships, the scavengers retained a certain economic security because they controlled their work environment and possessed a means of survival. Yet, several scavengers were in favor of abolishing these rights in an appropriate manner and achieving gradual progress. Hence, the dispute between the scavengers and the government continued, the focal question being "how to abolish" these rights.

It appears that the argument was finally settled to the disadvantage of the scavengers. Rejecting the claims of the scavengers, the state was reluctant to offer them adequate compensation and alternative employment in lieu of the deprivation of their customary rights. Their demands for compensation, in particular, were rejected from the legal point of view. This paper traces the process whereby government welfare measures do not always prove advantageous to the target groups; instead, these measures may serve to marginalize them. Further analysis leads to a study of the current situation of scavengers, wherein they find themselves locked into a specific occupation; this is evident from the fact that the employees of the municipal sanitation department are chiefly recruited from the scavenger community.

## 1. はじめに

インド社会を特徴づけるものに、いわゆる「不可触民」、行政用語では「指定カースト (Scheduled Castes)」と呼ばれるカースト制度下で不利益を経験してきた社会集団が存在する<sup>1)</sup>。1947年に独立を果たしたインド共和国は、新しい国家建設に向け、経済開発計画ならびに人的資源の開発も主要な課題として掲げていた。「不可触民」問題の克服は、法制化と行政上の措置や政策のなかで展開された。前者は、1950年のインド憲法<sup>2)</sup>と1955年の不可触民(犯罪)法の施行による差別撤廃の措置にはじまり、後者においては「不可触民」層の政治・経済的後進性を考慮した教育、公的雇用、選挙制度での優遇措置が具体的に導入された。「不可触民」にかえて、ガンディーがかれらに与えた「神の子」を意味する「ハリジャン (Harijan)」という呼称も用法として定着していった。しかし、実施をめぐる道のりはけっして平坦ではなく、「不可触民」への「保護的差別」は、ときに一般住民からの暴力事件 (atrocities と総称される) を招く要因にもなった。そのため、「不可触民」に対する行政や政策の変遷は、独立後のインド社会の現実のなかでの試行錯誤の歴史といえる [押川, 1995]。

独立後の「不可触民」の社会経済的变化に焦点をあてた先行研究では、「不可触民」全体の底辺の引き上げに、政策・行政措置がかなりの程度有効に機能してきた状況が報告されている [押川編, 1995]。だが同時に、コミュニティや地域ごとに異なる社会経済的な格差が認められることから、「不可触民」の地位向上と権利獲得は、独立当初の楽観的なシナリオどおりではなく、つねに政策・行政措置の現状問題の認識と見直しが求められている。

本稿で取り上げる「清掃人カースト」(独立後のインドでは「カースト」は表向きには禁止され、いわゆる「カースト」を表す「ジャーティ (jati)」名としておもに「バンギー (Bhangi)」と呼ばれる。本稿では、便宜上「清掃人カースト」の用語を使用する)<sup>3)</sup>も、「不可触民」あるいはそれに準じる賤民とされており、独立後のインドにおいて、社会経済的にもっとも周縁的存在に置かれた社会集団のひとつとして

考えられている<sup>4)</sup>。他の「不可触民」と同様に、清掃人カーストに対しても、政策・行政指導による地位の向上、生活の改善への取り組みが独立以降継続的に図られている。ただし、清掃人は「不可触民」のなかでも「もっとも遅れた集団」と言及され続け、対象を清掃人のみに特定した福祉政策が実施されているのが現状である<sup>5)</sup>。

本稿では、インドの清掃人カーストとかれらの「屎尿処理権 (customary right to scavenging)」という慣行権の問題を事例として取り上げ、独立後の福祉政策の過程において、実際は周縁化されてゆく清掃人カーストの状況を明らかにする。

イギリス植民地支配の始まる前のインド在地社会の構造は、カースト間分業にもとづいた共同体的関係を基軸とした社会体制と特徴づけられる。北インドでは、特にジャジマーニー (Jajimani) 制度と呼ばれるパトロン (顧客)・クライアント (得意先) 関係が機能していたとされ、そこでは特定のカーストに属する家が、先祖代々の得意先である家のために特定の仕事を世襲的に行い、その報酬を得ることが制度化されていた<sup>6)</sup>。それを構成していたのが世襲的職務に従事する多数のカースト集団であった。各カースト集団は慣行にしたがい、共同体的に承認された何らかの職につき、その職に付随する収益を得る権利を保有していた。慣行権は、こうした社会体制から発生したものである。19世紀、20世紀にはイギリス植民地支配下で、在地の社会体制は動揺を余儀なくされ、多くのカースト集団の慣行権がイギリス側の利害に沿って、選別・整理された<sup>7)</sup>。そして、当然のことながら慣行権の動向は、各カースト集団の存在に大きな影響力を及ぼすことになった。たとえば、「不可触民」のなかには自身の慣行権廃止の問題を政治化し、その後の解放・地位向上運動へ発展させた集団も存在する [内藤, 1990]。

清掃人カーストの慣行権に関しては、とくに独立以降のインド政府によって、政策・行政指導で廃止が進められてきた経緯が注目される。慣行権の内容は、おもに屎尿処理・清掃業が地方自治体の管轄に接収されていない地域において、清掃人が「独占的」に作業に従事する一種の世襲的権利を意味するが、独立後の政策では、カースト体制下の「もっとも不浄な職業」に清掃人を縛りつける「鎖」「悪習」として非難された。それゆえ、インド政府は慣行権の廃止に向けて積極的に介入した。

従来の研究では、清掃人カーストの慣行権の問題を政府と同様の観点から取り上げ、つまり清掃人の社会発展を阻害する「悪習」として論じられることが多かったが、当事者の清掃人側の見解はほとんど明らかにされてこなかった [篠田, 1992, 1995; Chaplin, 2002]。慣行権の存続は清掃人にとって生活全体を左右する死活問題であるために、かれらは強い反応をみせた。本稿では、慣行権に関する認識の違いが、インド政府と清掃人カーストの間にみられることに着目し、政府主導による廃止の議論が内包する諸問題を検討する。考察は、中央政府がはじめて包括的に問題化した「屎尿処理慣行権」委員会 (The Committee on Customary Rights to Scavenging) の報告書 (1966年提出)<sup>8)</sup> の内容にもとづいている。

結論からいえば、同報告書にみる慣行権廃止の議論は、中央政府主導のもとに進行し、清掃人カースト側の主張を十分に聞き入れず、清掃人に不利なかたちで進められたといえる。また、そこで表明された中央政府の対応は、その後の清掃人関連の政策への先例として定着化した。それは、①清掃人の「権利」「慣習」を実定法としては認めなかったことと、②失業した清掃人を雇用する受け皿として、公共の清掃部門への吸収により、問題を解消させようとしたことである。こうした経緯が示唆することは、慣行権廃止の帰結は、必ずしも清掃人カーストの地位向上 (upliftment) を導くことにはならず、同一職種内での「横滑り」——「賤業」から公共の清掃部門へ——であった。形を変えた、「伝統的」職種・「賤

業」の継続である。本稿は、上記の経緯に主眼を置くことで、清掃人に関する独立後の政策・行政の展開を検討し、現代の清掃人カーストの周縁化される問題状況から、「不可触民」とカースト間分業との歴史的関係性や、「不可触民」のありかたと近代の意味を問い直す。

## 2. 概 観

### 2.1 清掃人カーストの慣行権

清掃人が保有する慣行権について断定的に述べることは、実態を明らかにした研究が乏しいために困難である。そのなかでも、政府による調査委員会の報告書がもっとも詳しく、本稿の考察もそれらに依拠している（過去の委員会については表 1）。各報告書によると、慣行権は清掃人の世襲的職務に付随する「権利」として、何らかのかたちで地域社会に存在し続けた。また、その「権利」は、相続しうだけでなく分割して譲渡や売却したり、抵当に入れることも可能であるために、清掃人カースト内部では「財産 (property)」のごとく扱われていたとされる。しかし、これらの取引にともなう証書は公的な法廷記録などでは存在せず、清掃人コミュニティの内部（カースト・パンチャーヤトの形態）で「協定、合意」のもとに行われた [Customary Rights Report, 1966: 2]。

慣行権の内容には、一般につきの 2 種類の権利——(1) 一定地域あるいは一定家屋の乾式便所<sup>9)</sup>の尿尿処理を行う権利、(2) 回収した尿尿の販売権と処理権——が含まれる。普通、清掃人の慣行権という場合、第 1 の権利を指す。第 2 の権利は、人糞肥料の需要の高さから尿尿を「財産」とする考え方を示しているが、肥料価格の高い北インドのパンジャブ (Punjab)、ウッタル・プラデーシュ (Uttar Pradesh) 西部のみにみられる [篠田, 1995: 102]<sup>10)</sup>。

慣行権には、一定地域・家屋の便所清掃、またはそのほかの家屋清掃を「独占的」に行う権利と、その労働の対価として家屋所有者からの報酬を受け取る権利が含まれており、小都市ではローティ (roti)<sup>11)</sup> などの現物支給のほか、誕生や結婚、葬式といった特別な機会には食物・衣類などの臨時収入が見込まれた。中規模都市での報酬形態は、部分的に現金払いも行われ、大都市になると現金払いが一般的になる [Customary Rights Report, 1966: 1-2]。

慣行権を表す名称は各地域ごとにさまざまであり、グジャラート (Gujarat) ではガラキー (Gharaki)、ガラギー (Gharagi)、西ウッタル・プラデーシュ、パンジャブ、ジャンムー (Jammu)、ラージャスターン (Rajasthan)、マラータワダー (Marathhwada) ではブリット・ジャジマニー (Brit-Jajimani)、マディヤ・プラデーシュ (Madhya Pradesh) ではジャギールダーリー (Jagirdari)、イラケダリー (Ilaquedari)、ウッタル・プラデーシュ、マディヤ・プラデーシュ、ラージャスターンの一部ではティカーネーダーリー (Thikanedari) などと呼ばれている。本稿では便宜上、一括して慣行権

表 1 清掃人に関するインド政府報告書提出の経緯 [1958-91 年]

1958 年	尿尿処理人生活条件調査委員会〔バルヴェ委員会〕報告書	ボンベイ州政府
1960 年	尿尿処理労働条件調査委員会〔マルカーニー委員会〕報告書	内務省
1966 年	・尿尿処理慣行権委員会報告書 ・2 都市における尿尿処理人の慣行権と生活・労働条件の調査報告書— (—1961 年センサス モノグラフ・シリーズ)	社会福祉省  内務省
1969 年	清掃人・尿尿処理人労働条件調査委員会〔パーンディヤー委員会〕報告書	全国労働調査委員会
1990~91 年	尿尿処理問題改善研究班〔バス-研究班〕報告書	計画委員会

とする [Ibid. 6]。

慣行権の及ぶ地域は、とくに北インドにおいて広くみられ、ウッタル・プラデーシュの西部・中央部、マディヤ・プラデーシュ、ラージャスターン、グジャラート、パンジャブ、ジャンムー・カシミール (Jammu and Kashmir) などが挙げられている<sup>12)</sup>。

呼称の多さと、普及地域が広域に及ぶことから、慣行権の形態は非常に多様である。インド政府はこうした状況を認め、全州、連邦直轄地政府に対して清掃人の慣行権問題に関する小委員会を任命するよう提言した [Malkani Committee Report, 1960: 130]。

## 2.2 中央政府の前提認識

以上が清掃人カーストの慣行権の概要であるが、つぎに独立後インド政府が、これをどのように認識し、政策に取り入れるに至ったかを記しておく。

独立後、清掃人カーストの労働・生活環境を向上させるために最初の本格的な調査委員会がボンベイ州政府により設置され、1958年に報告書が刊行された。そのなかで、慣行権は清掃人とインド社会の双方にとって「害悪 (evil)」であると問題化され、早急の廃止が主張された [Barve Committee Report, 1958: 33-34; Malkani Committee Report, 1960: 80]。後続する調査委員会においても、同様であった。慣行権廃止の理由には、屎尿処理サービスの質の低下、都市公衆衛生の劣悪化、また屎尿処理の慣行権が下請け制度をうみ出すことによる清掃人カースト内部の階級格差の拡大などが挙げられた [篠田, 1992: 66-7]。これらの諸問題をふまえ、政府は以下2つの観点から清掃人問題への政策提言を行った。

第1には、「人道」「衛生」の観点から清掃人が従事してきた屎尿処理労働（手作業による屎尿の回収・運搬）を問題化し、かれらの労働・生活環境の向上を求めた（手作業労働については「廃止」を主張）。第2に、公衆衛生を促進させる観点から、私有便所の清掃・屎尿処理を自治体の管轄に組み入れること（市営化）で、屎尿処理のサービスの効率化と安定化を強調したのである。

以上の経緯から、清掃人カーストの慣行権は、政府が「介入しなければならない」課題となった。

## 3. 中央政府「屎尿処理慣行権」委員会の任命

### 3.1 報告書の構成

1966年の慣行権調査委員会は、中央政府レベルで清掃人の慣行権の問題を取り上げるはじめての試みであった。だが、この問題を検討するにあたって委員会は白紙から出発したのではない。任命の際に、同委員会の前には1958年のボンベイ州政府によるバルヴェ委員会報告書、1960年の（中央政府）内務省によるマルカーニー委員会報告書があったからである（表1）。過去の2つの委員会のながれをくみながら、慣行権調査委員会は清掃人の慣行権を廃止されるべき「悪習」と位置づけた。

委員会設立の直接のきっかけとなったのは、1963年12月7日にニューデリー (New Delhi) で開催されたハリジャンの福祉にかんする中央政府諮問委員会 (The Central Advisory Board for Harijan Welfare) の会合の際に、数名の委員から提出された提案であった。そこでは、州・中央政府が充足させた清掃人に関する諸調査委員会の報告書の内容を受け、清掃人の労働・生活環境の向上において重要となるのは、プライベートに働く清掃人の慣行権が問題であるとして、実態把握のための調査委員会の設置が、P. マジュムダール (Parikshitlal Majumdar) や N. R. マルカーニー (Malkani, 後述) らによって主張された。また、慣行権廃止の際に生じる補償の必要性など、法定的側面から慣行権を検討するための小委員会も必要とされ、最終的に1963年の諮問委員会は、法律顧問をメンバーに含む小調査委員会

表 2 「尿尿処理慣行権」委員会の構成

1	* N. R. Malkani		委員長
2	* K. L. Balmiki (UP)	下院議員	清掃人カースト出身 メンバー
3	Sardar Daljit Singh (Punjab) *66年5月辞任	下院議員	メンバー
4	Minimata Agamdas Guru (Madhya Pradesh)	下院議員	メンバー
5	Satish Chandra Samanta (West Bengal)	下院議員	メンバー
6	Mahabir Dass (Bihar)	下院議員	メンバー
7	H. K. Chaudhry	法務省法律顧問 (副)	慣行権の法定的問題 法律顧問
8	C. B. Tripathi (Chandigarh)	チャンディーガル・指定カーストと指定ドライブのためのコミッションナー (副)	書記

出所: [Customary Rights Report, 1966: iv] より筆者作成

\* マルカーニー委員会 (60年報告書) のメンバー。

表 3 『尿尿処理慣行権委員会報告書』1966年提出

序文	iii~vii ページ
第1章	慣行権とは何か?, 1~6 ページ
第2章	慣行権の起源と発展, 7~12 ページ
第3章	慣行権の法律的側面, 13~16 ページ
第4章	慣行権による収入, 17~28 ページ
第5章	慣行権の害悪, 29~36 ページ
第6章	尿尿処理の市営化 (municipalisation) — 清掃人の意見, 37~42 ページ
第7章	尿尿処理の市営化 — 公衆の意見, 43~48 ページ
第8章	尿尿処理の市営化 — 自治体の意見, 49~59 ページ
第9章	慣行権廃止の方法 — 代替雇用, 60~67 ページ
第10章	慣行権廃止の方法 — 交付金と社会復帰, 68~74 ページ
第11章	慣行権廃止をどのようにはじめるとか?, 75~78 ページ
第12章	下水道と水洗便所, 79~84 ページ
尿尿処理慣行権委員会の勧告の要約, 85~100 ページ	
少数意見の覚書, 101~107 ページ	

出所: [Customary Rights Report, 1966: i] より筆者作成。

の設立を検討するよう内務省に提言した。これを受け、中央政府の社会保安局 (Department of Social Security) は 1965 年 4 月 23 日付決議で、8 名よりなる「尿尿処理慣行権」委員会を発足させた。

8 名からなる委員会 (表 2) の委員長には、前回の 1960 年と同様に N. R. マルカーニーが選出された。マルカーニーは、M. K. ガンディー (Gandhi) の影響を強く受けた学者である。ガンディーが不可触民の地位向上のために設立した組織の「ハリジャン奉仕者団」内において、清掃人カースト問題に関わる活動の中心人物であった (当時は上院議員)。そのほか、続投した議員には K. L. バールミーキー (Balmiki) がおり、彼はウッタル・プラデーシュ州の清掃人カースト出身の下院議員である。バールミーキーは、慣行権廃止の問題に関して、「少数意見」と題した小論を同報告書の最終部に載せているが、これは清掃人カーストの発言が体系的に示された数少ない例であり、注目に値する。

委員会の活動の任期は、当初 1965 年 4 月 23 日より 6 か月であったが、延長されて 1966 年 4 月 22 日までの 1 年間に及んだ。



1966年8月に提出された報告書は『屎尿処理慣行権委員会報告書 (*Report of Committee on the Customary Rights to Scavenging*)』と題され、本文131ページの構成は表3のとおりである。

### 3.2 委員会の課題

委員会に課せられた任務は、プライベートで従事する清掃人の状況を改善させることであった。その目的達成のために、委員会は視察行の実施によって慣行権が普及する地域の調査を行い、屎尿処理労働に従事する清掃人の社会経済的状況についての正確なデータを収集するよう努めた<sup>13)</sup>。また慣行権廃止に際する補償の観点から、メンバーに法務省法律顧問1名を含め、法的側面の検討も行った。

このように委員会の主要任務は「清掃人の状況改善」にあるとしているが、実際には報告書の内容を考察する限りにおいて、政府が清掃人側の主張を十分に審議したとは言い難い。結果的に、清掃人カースト側に不利な状況がもたらされた。次節では、この問題を読み解くために、2つの重要な争点から検討を試みる。

## 4. 慣行権をめぐる中央政府報告書の議論

慣行権委員会は、ボンベイ州政府（1958年）や中央政府（1960年）による調査委員会の提言を受けて設置された。すなわち、そこで繰り返し強調されたことは、プライベートに働く清掃人が保有する屎尿処理権についてであった。

「したがって、もはやこれ以上、慣行権が存続するのを認めるのは論外だ。……委員会は、私有便所の屎尿処理を行う慣行権が廃止されるべきだと忠告することに、何ら躊躇いはない。」[Barve Committee Report, 1959: 34]

「慣行権はどんな場合でも存続を許されてはならず、即刻廃止されるべきであるというのが委員会の確固たる意見である。慣行権が大規模に普及している限り、われわれは屎尿処理労働におけるいかなる改善も望めないし、人糞の頭上運搬の慣行を破棄する観点から考えることも、都市の衛生状況も改善させることはできない。」[Malkani Committee Report, 1960: 80]

このようにして、慣行権の廃止は、清掃人カーストとかれらの労働状況の向上、そして都市衛生の促進の目的のためには必然的なこととして論じられた。とくに後者の観点においては、清掃人の慣行権が農村ではなく都市の問題として論じられるようになり、都市化、近代化、あるいは政府の公共政策のもとで否定的にあつかわれるようになったことに留意する必要がある。

そこで、委員会の主要責務を「清掃人の状況改善」とした慣行権委員会が行った最終的提言を検討するならば、その内容は、必ずしも清掃人側の立場・意見を反映したものとはならなかったように思われる。報告書の構成は、第1章「慣行権とは何か？」の記述に始まり、第5章「慣行権の害悪」でその諸問題にふれ、第7章「屎尿処理の市営化」以降は自治体による屎尿処理業の接収が述べられ、その実施を目的とした慣行権廃止の方法を記すながれでまとめられている。これにより、中央政府が議論の焦点を「慣行権を廃止するか否か」ではなく、「どのように廃止させるのか」、つまり「権利喪失後の清掃人の雇用と補償をどうするか」に絞っていることが分かるのである。そこには慣行権の存続する余地はなかった。これまで慣行権のシステムにもとづいた清掃サービスに従事してきた清掃人にとって、慣行

権から生じる報酬は主要な財源であり、政府が慣行権廃止をどのように廃止させるかは、死活的な重要性を持つ問題であった。清掃人側の主張は、このような立場から発せられたのである。しかしながら、政府は雇用と補償の問題について報告書で言及しながらも、実際の配慮は十分といえず、とくに補償の問題については消極的かつ否定的姿勢で処理した。

清掃人側の主張は、慣行権を法律上の「財産」と認めること、廃止による補償と安定した常勤の雇用を提供するよう求めるものであった。それに対して中央政府は、補償の問題について慣行権にかかわる譲渡、売買、抵当の慣習の存在をしりぞけることで、政府による補償の義務は生じないとした。雇用に関しても、政府の対応は円滑に進められたわけではなかった。結局、報告書の提言では「清掃人の各自治体の清掃職への雇用吸収、他の部門への転職の斡旋」と「救済金 (relief) の支払い」の両方、あるいは片方を行うことで廃止への方策とした。

このような政府の見解の直接的根拠は、清掃人の慣行権が地域によっては「慣習」として普及していることが委員会の調査によって確認されつつも、実定法で保護される「権利」の対象とは認められなかった調査委員会の結論にもとづいている。そこでは、近代における法体系の整備による慣習法と実定法のズレの問題が生じていた。

こうした議論の背景には、清掃人の慣行権をめぐる中央政府と清掃人との間の認識の違いにとどまらず、複雑な要素の絡み合いが存在し、結果として清掃人側に不利な状況がもたらされたといえる。そこで、本節では2つのテーマ、すなわち補償の支払いに関わる①清掃人カーストの世襲的・慣習的な権利、②慣行権廃止への中央政府と清掃人の主張内容と立場の相違に着目することで議論の問題を考えることにしたい。

#### 4.1 清掃人の世襲的・慣習的な権利

第1のテーマ「清掃人の世襲的・慣習的な権利」とは、おもに清掃人が従事する尿尿処理サービスから発生する権利の世襲、売買、譲渡、抵当にかかわるものである。これについて、中央政府は報告書の提言1番で、法的解釈を以下のように明示した。

「尿尿処理の慣行権は、憲法第19条(1)(f)<sup>14)</sup>、ないし第31条の意味するところにおいて、財産とはならない。そのような権利が存在する地域においても、その廃止に対して補償は法的に支払われない」[Customary Rights Report, 1966: 85]

この判断は注目に値する。つまり、清掃人が保有してきたとされる慣行権が実定法として認められない限り、その廃止に際して中央政府による補償の法的義務は生じないことを示しているからである。しかしながら、これには矛盾した問題が抱えられているといわざるをえない。それは、提言のなかで「補償 (compensation)」ではなく、「救援金 (relief)」「心づけの交付金 (*ex gratia* grant)」の意味での政府からの給付金を行う、とする内容も同時に述べているからである [Ibid. 68-89]。提言47番では以下のように記されている。

「清掃人とその祖先によって行われてきた、有用で不可欠なサービスを認めて、何らかの補償が必要で理にかなっているように思われる。しかし法定的見地から便宜上、補償よりも救済金、心づけの交付金の語がより適切であろう」[Ibid. 92]

また、政府は清掃人が保有してきた屎尿処理の慣行について言及しながらも、それは「法律上の論争点 (legal issue)」ではなく、あくまでも「人道的問題」として「思いやりのある取り組み (human approach)」で取り組む姿勢を強調した [Ibid. 68-9]。

これに対して、清掃人側の主張は中央政府と対立している。屎尿処理の慣行権は、清掃人集団が慣習として保有してきた「財産 (property)」であり、コミュニティ内部では譲渡、売買、抵当が可能な「権利 (right)」として根づいてきたとして、慣習から近代概念へ読みかえられ、実態的な側面が強く主張された。慣行権委員会報告書の最終部に収録されている、清掃人カースト出身の下院議員 K. L. パールミーキーの小論（「少数意見 Note of Dissent」）では、報告書の提言に強い懸念が表明されている。彼は冒頭をつぎのように書き出している。

「本委員会のメンバーとともに、私は各地の視察と話し合いに当初からずっとかかわってきたにも関わらず、このような小論を提出することはいくぶん意外なことのように見えるかもしれない。……視察行や報告書を仕上げる過程の話し合いのなかで、ある程度はこの問題についての私の懸念や意見を表してきた。したがって、この付記はさらにまた私の意見を明らかにするものである。」 [Ibid. 101]

つづいてパールミーキーは、政府による過去の清掃人問題の調査委員会が行った提言のほとんどが、実際は関心を払われていないこと、清掃人の生活状況が抜本的に改善されていない問題を指摘し、同委員会の成果をけって楽観することはできないと警鐘を鳴らした。また、彼の慣行権についての見解は、中央政府と対立している。

「高等裁判所は法定的見地から、慣行権を財産として認めていない。しかし、厳密に実態的な慣習において、コミュニティの記憶のなかでは権利としてみなされている……昔からの無学と後進性のために、清掃人はこの問題を説得的に提起することができなかったが、彼らの補償への要求はきわめて本物である。……補償の問題は、適切な筋道と原理において考えられなければならない。……再雇用の提供だけでは十分でないし、補償の問題と混同されるべきではない。」 [Ibid. 103-4]

パールミーキーの主張は、政府が慣行権を清掃人の「財産」として法的認定を行うこと、それにしたがって、慣行権を喪失する清掃人に補償とフルタイムの雇用の両方を確実に与えよ、というものであった。慣行権の法律上の問題について、中央政府は過去4件の高裁判例を報告書中に引用している。そこでは、慣行権にもとづく主張は、「慣習」を立証する証拠が欠如しているとして、すべて却下されており（後述）、中央政府もこれら司法の認識に従ったのである。

しかし、慣行権の慣習が、実際に清掃人カーストの内部において近代的に読みかえられれば、相続、譲渡、売却、抵当が可能な「権利」として「物件」のごとく取り扱われた存在であったことは、一概に否定できないようである。たとえば、1961年のセンサス・モノグラフに収録されている『マトゥラーとビーワーニー 2 都市の清掃人の慣行権に関する調査報告書 (Study of Customary Rights and Living and Working Conditions of Scavengers in Two Towns, 1966)』<sup>15)</sup>によると、清掃人の慣行権をめぐる取引が頻繁に行われていることがうかがえる [Census Monograph Report, 1966: 24-5]。同報告書が調査対

象地としたいずれの2都市でも、慣行権は「共通の認識」として清掃人の「財産」とみなされている [Ibid. 6]。マトゥラー (Mathura) の清掃人 20 世帯を対象とした調査結果によれば、調査時点で各自が保有していた慣行権の取得方法は、相続 (11 世帯)、買収 (5 世帯)、抵当 (2 世帯)、左記 3 つの方法によって (1 世帯)、相続と抵当によって (1 世帯) 取得した、との回答が得られている [Ibid. 24-5]。

66 年の報告書のなかでも、慣行権の法律上の立場を検討した第 3 章「慣行権の法律的側面」は、政府が清掃人の慣行権の廃止を主導してゆくアプローチへの伏線となっており、このようなアプローチを判例によって正当化する役割をおびている。第 3 章で引用された 4 件の高裁の判例<sup>16)</sup> (実際には各判例の要点の整理にとどまる) は、数が少ないことのほかに時代と地域も異なっているため、きわめて断片的な史料といわざるをえないが、司法の場で立ちあらわれた慣行権の時代的的局面を理解するうえで重要な点を含んでいる。それは、慣行権を位置づける前近代と近代のコンテクストのちがいである。したがって、ここでは関係する全判例の内容に立ち入ることはできないが、重要と思われるいくつかのポイントとして、①紛争の当事者と訴訟内容、②慣行権が却下される直接的理由、③背景を選んで分析しよう。

第 1 は、紛争の当事者と訴訟内容についてであるが、同報告書で挙げられた 4 件の判例は、1961 年のアラールハーバード高裁の事件以外、すべて清掃人コミュニティに帰属する者同士の間での紛争であった。訴訟内容は、主として慣行権を担保とした当事者間の金銭の貸借に関する争いや、当事者たちが保有する慣行権の職域をめぐる争いであり、上訴人の主張は、賃借料の回復、相手方に対して原告の顧客の家で清掃サービスを行ってはならない旨の裁判書の禁止的差止命令 (injunction) を出すよう求めて、提訴した事件であった。

第 2 は、慣行権の主張が却下される理由に関してであるが、各高裁に上訴された事件のなかには、第一審の下級審が清掃人による慣行権の所有を認めた判決があった [1958 Allahabad, 699; 1961 Allahabad, 518]。しかし、上訴を受けた各高裁の判決はいずれもそのような訴えを棄却した。上訴審では、賃借料自体の損害回復は妥当と判断されたが、尿尿処理の慣行権とそれが清掃人に帰属することに関しては、法的強制力が与えられなかった。後述するように、こうした各高裁の判決が根拠としたのは、慣行権の慣習の存在が確認できなかったことによるものである。イギリス支配時代、慣習を考慮することは、当時の裁判、判決を下すのに非常に重要な位置を占めていたとされるが、清掃人の慣行権に関する議論も例外ではなかった。

では、当時の高裁において認められる慣習とは、どのような要件が必要とされたのだろうか。これについて、同報告書では以下のように述べている。

「慣習 (custom) とは、一定の家族、階級 (class)、コミュニティ、あるいは地域 (district) において、長い間法の効力をもってきたところの規則 (rule) である。それは、古くからの、明瞭に、そうして道理に合ったものでなければならず、一般規則を減損させるものは厳密に分析されなければならない。それはモラルや公共の政策にも反してはならない。さらには、明白で不明瞭なところのない証拠によって立証されることが不可欠である。慣習のほかならぬ本質とは、長期にわたる慣行 (usage) からその効力を得られるものであるから、たった 1 つの、あるいは 2, 3 の例証では慣習を証明することにはならない。」 [Customary Rights Report, 1966: 13]

換言すれば、慣習の要件とは、(1) 一定集団の間における法的効力の獲得、(2) 昔から長い間続いてき

たこと、(3) モラルや公共の政策に反しないこと、(4) 明瞭な証拠による立証が可能であること、である [山崎, 1994: 42; Kane, 1950]。これらの要件を満たしていない場合には、裁判所は慣習を適法として認められないと判断した。

さらに留意する必要があるのは、このように慣行権の慣習が争点となった事件では、慣習の存在を確認するだけでなく、それが公共の福祉や近代的な「個の自由」、「契約の自由」などの権利に反することなく適法であるか否かについても審理の対象になった。たとえば、原告・被告の両者共に清掃人の裁判で、清掃人以外の「第三者」——清掃人を雇用する家屋所有者——の存在を重視する判決は、1938年のマドラス高裁、1951年のマッディヤ・バハラト高裁、1958年のアラハーバード高裁の審理に色濃く反映されている<sup>17)</sup>。以降、尿尿処理・清掃業にかかわる契約は、家屋所有者と結ばれるものでなくてはならず、従来の清掃人コミュニティ内で交わされてきた取決めには法的強制力が与えられなくなった。清掃人カーストが「世襲的権利・慣習」を主張することは、「不当な独占権」にすぎないとする見方が強まったといえる。結果として、都市部に特徴的と思われる清掃人カーストの慣行権の慣習は、実定法として認められなかった。

「慣習から権利へ」という世襲的関係の読みかえは、インドにおける社会関係の変化を反映するものであった。しかし同時に、高裁におけるその承認をめぐることは、すべてのコミュニティの慣習が等しく審議されたわけではなく、イギリス植民地政府側の利害に従って各慣習が「選別・整理」されていた、ということ抜きにしては語れない [小谷編, 1994]。先にみたパールミーキーの主張（過去の高裁の判決を根拠に、尿尿処理権を清掃人の財産と認めず、補償を行わないとした中央政府への異議）は、この問題からも委員会へ再考を促しており重要である。

#### 4.2 慣行権廃止への中央政府と清掃人の立場

第2のテーマ「慣行権廃止への立場」では、慣行権の議論を「誰が」、「何のために」「廃止を主張するのか、あるいはしないのか」という観点から、中央政府と清掃人カーストによる各主張を整理し、それらの背景を検討することがねらいである。

66年の報告書を参照する限り、中央政府には2つの責務が設定されていたことが読み取れる。第1の責務は「公衆衛生の促進」であり、それは尿尿処理業務を市営化 (municipalisation) し、サーヴィス

表4 第4次～7次五カ年計画—給水と公衆衛生への予算配分 (1,000 万ルピー)

計 画	第4次	第5次	第6次	第7次
	[69年4月～74年3月]	[74年4月～79年3月]	[80年4月～85年3月]	[85年4月～90年3月]
(1) 州・連邦直轄地部門				
・農村給水・公衆衛生	125	573.0	1554.24	2350.00
・都市給水・公衆衛生	276	431.0	1753.56	2935.64
計	401	1004.0	3307.80	5285.64
(2) 中央部門				
・中央後援計画	6	16.6	614.22	1236.83
総 計	407	1020.6	3922.02	6522.47

出所: Government of India, *Fifth; Sixth; Seventh Five Year Plan* より作成。

\* 補足: 1991年の国勢調査によれば、便所設備を所有する世帯の割合は農村部で9.48%、都市部で63.85%、インド全体では23.70%と報告されている。[Government of India, *Census of India 1991: Housing and Amenities, A Brief Analysis of the Housing Tables of 1991 Census.*]

を効率化・安定化させることであった。それゆえ、慣行権の廃止と屎尿処理業の市営化はけて別々の問題ではなく、同じ文脈で語られた。当時、政府の公衆衛生への関心の高さと要請の高まりは、第4次五カ年計画以降の公衆衛生に関する予算額が、増加傾向にあったことからもうかがえる(表4)。

第2の責務は、「人道的観点」にもとづくものである。従来までの清掃人カーストによる屎尿処理労働は、水洗化されていない便所から手作業で屎尿を回収し、集積・処理場までの頭上運搬を伴う過酷な作業であるがゆえに、政府は「非人道的(inhuman)」「非衛生的(unhygienic)」状態だとして問題化していた。また、清掃業自体が汚物など穢れたものとの接触が不可避であるがゆえに、不可触制の差別を増長させるとして、政府はこの観点からも慣行権の廃止を支持した。報告書のなかで、当時の内務省副大臣のチャンドラセカール(M. Chandrasekhar)はつぎのように述べ、慣行権の廃止を主張した[Customary Rights Report, 1966: iv]。

「多額の資金が人糞の頭上運搬の慣行を廃止するために支出されているが、慣行権が廃止されない限り、十分な結果は得られないだろう」

報告書作成に関する一連の作業においては、清掃人の慣行権の実態を確定するために多くの労力がさかれた。しかし実際のところ、上述の政府の2つの責務にみたように、報告書全体の関心は、必ずしも清掃人カースト問題に対する人道的配慮のみに占められていたわけではなかったのである。

これに対して、清掃人カーストの立場は「慣行権の廃止を主張するか否か」よりも、「権利喪失後の生計の保障」への懸念がいっそう大きな意味を持つことになっていた。というのも、従来の収入源を保障していた清掃人の慣行権が存続するか否かは、かれらの生活にただちに直結することにはほかならなかったからである。その背景には、おもに「パニック」「不安」、そして「自治体への不信感」があった。パールミーキーは以下のように述べている。

「慣行権の廃止は、清掃人たちの精神面にパニックを起こさせている。〔慣行権の存在が〕正しかろうと正しくなろうと、それによって、かれらは家屋所有者と相互の信頼にもとづいた雇用から、かなりの安心・保護が得られると考えている。実のところ、自治体の雇用部門でさえ、生活とその労働状況に関しては、清掃人にとって何ら安定や配慮もないのだ。」[Ibid. 102]

つづいて、パールミーキーは自治体がかかえる問題として、内部の賄賂の要求、清掃部門の不安定な雇用状態を指摘し、政府が進める屎尿処理の市制化政策への不信感を表した。そのほかに報告書の第6章「屎尿処理の市制化—清掃人の意見」では、視察行で委員会が接触した多数の清掃人組合・団体とのインタビューから得られた、清掃人側の慣行権廃止への態度が記されている。政府は回答結果を「廃止に賛成か否か」の2つの選択に分けて載せているが、どちらにしても、見出される清掃人の反応は、まづもって慣行権廃止後の生計手段への不安とその補償への要求を背景としたものであった。

さらに、清掃人側の同様の態度を表す例として、61年のセンサス・モノグラフでは、「清掃人が屎尿処理業を好まないが確実な生計手段として、ほかに選択しうる職業がないために手放せないという『矛盾した感情』に直面している」こと、「不安からくる廃止への反対でもあるために、政府による十分な社会復帰のアレンジがあれば、廃止に否定的ではない」という態度も報告されている[Census Mono-

graph Report, 1966: 30-1]。

こうした状況における清掃人カースト側の主張を要約すると、以下のようにまとめられる。(1) 適正な雇用と補償の確約、(2) 慣行権廃止の問題は、清掃人と自治体間の相互で合意を得ながら社会全体で包括的・段階的に取り組むこと、(3) 清掃人のための諸設備(教育施設、奨学金、土地、住宅、電気、水など)の供給、の3点であった。これらの主張には、従来の清掃人に関する政府報告書や先行研究においてしばしば指摘されてきた、「独占的労働市場に固執する清掃人のイメージ」とは、異なる態度が示されていることに留意する必要がある。「固執とひきかえに、清掃人カーストは発展のための契機を喪失している」[篠田、1992: 99] というよりも、むしろ問題は、「固執せざるをえない」状況が清掃人カーストにもたらされているという構造的要因から検討されるべきだろう。慣行権委員会報告書もこの点に注目し、「清掃人の社会復帰のために社会と行政の協力があれば、屎尿処理を手放すという(清掃人側の)新しい意識の表れは、従来までわれわれが、かれらに対して信じ込んできた神話(myth)、すなわち政府がいかなる改善策を与えても彼らは悪習を手放さない、という思い込みを覆すものである」とあえて記している[Customary Rights Report, 1966: 42]。

しかしながら、最終的に清掃人側の主張は報告書の多数意見とはならなかった。提言には、中央政府の主張が反映されたことは前述のとおりである。同報告書から読み取れることは、「公衆衛生」と「人道的観点」を政策背景とする中央政府と、「生計手段の確保」を最重要事項とした清掃人の両者の立場のズレと偏り、そして清掃人の慣行権に関する司法の見解が報告書でも適用されたことにより、清掃人の諸権利の主張が困難になったという状況であった。

以上の経緯により、結局清掃人カーストの慣行権の問題は、中央政府が屎尿処理を行政サービスの一環に組み込む過程の中に収斂されたことが確認される。その際、慣行権を容認して自治体が買い上げ、補償を支払うことは提言されなかった。そして、この66年の慣行権委員会報告書の提出を最後に、中央政府による慣行権問題の調査動向は途絶えたのである。

## 5. おわりに

近代以降、カーストにもとづく伝統的な経済関係が崩れ始めるにしたがい、カーストと特定職種との結びつきは緩和された。「不可触民」が従事する「賤業」の多くも経済構造の変動を経験し、「賤業」から離脱するものもみられ、こうした変化は現在の社会経済的状况にも大きく影響していると思われる。しかしながら、清掃人カーストの場合、「賤業」から解放されたとはいいい難く、とくに都市の公的な清掃部門において集中的に清掃人カースト出身者がみられる状況は、先行研究の指摘するところである[篠田、1995; 三宅、1995; 南埜、1999]。他分野への進出が難しいことと、人口過密の都市社会では清掃職への需要が高まっており、清掃人カーストと「賤業」の結びつきはいっそう強化されている。

本稿が検討した1960年代の政府による慣行権廃止の議論は、現在の清掃人カーストの状況とけして無関係ではない。議論の焦点は、「権利喪失後の清掃人カーストの雇用と補償」に当てられたが、十分に審議されたとは言い難かった。とくに、清掃人カーストの主張した「補償」の問題は、法的見地から認められず、「雇用」については1993年の清掃人に関する法案<sup>18)</sup>の下院討論の質疑内容をみる限り、迅速な対応が図られたとは思われない。不利な状況が清掃人カースト側にもたらされた経緯は、単に政府との主張の相違という問題にとどまらない。屎尿処理権の議論が示す、より大きな構造的問題を見逃すことはできないのである。それは、議論がはじめから「廃止」を前提にした政府の主導による「上から」

の取り組みであったこと、政府の立場が「人道的」のみならず、「公衆衛生の促進」の視座にもとづいてきたことから読み取れる。本来、「清掃人カーストの生活」と「公衆衛生の施策」とは次元の異なる問題であるが、「都市化」という社会変動によって、両者の領域がしだいに重なり合うようになった。つまり、「伝統的」に屎尿処理を「慣習」として行ってきた清掃人カーストの職域と、インドの都市部におけるインフラ整備の要請の高まりにより、公共空間を「衛生的に保つ」ことを「責務」とする——屎尿処理業の市営化——政府の管轄の及ぶ領域の接合は、避けられないという図式である。1960年代以降の議論が示したのは、まさにこうした状況である。結果として、インド政府は清掃人の慣行権を世襲的・慣習的権利として認めて、補償を要求する権利を与えなかった。また、雇用の問題が円滑に進展しなかった背景には、政府主導の議論が、廃止と市営化を前提にしておき、「清掃人カーストの地位向上」よりも、「公衆衛生」政策を優先し、その過程に収斂させたことが示されているのではないだろうか。そこには近代が、慣行権のように地域社会で承認されてきた「伝統」を、制度化や法制化によって規制・秩序づけていく状況がみてとれる。また、公衆衛生などの公共政策にかかわる政策的公準としての公共性が確立されてゆく過程でもある<sup>19)</sup>。

以上の考察により、慣行権の議論は、今日の清掃人カーストの社会経済的状况を考えるうえでも多くの重要な問題を提起している、というのが本稿の主張である。

最後に、本稿の領域は1960年代の中央政府レベルの議論に限られており、問題の一端を示したにすぎない。今後は、州・自治体レベルのより実際の議論の動向と、当事者である清掃人カースト自身の発言に着目し、さらなる研究が必要とされているといえよう。

#### 注

- 1) 今日、「不可触民」は差別用語として使われず、公式には「指定カースト」(人口比 16.48%, 1991 年国勢調査)と称される。「指定カースト」は行政用語であり、必ずしも実際の社会生活で「不可触民」と呼ばれる人びとと同義ではない。現在は日常生活で「指定カースト」が、略語の「SC」として使われることが多くなっている。指定カーストは、その人口比から察せられるように、一様の社会集団ではありえず、地域・言語・宗教などの別により多様性をみせている。
- 2) 憲法第三編の「基本的人権」の諸条文(おもに、第 14, 15, 16, 17, 29 条)を参照。「1 つの国民」を前提とする近代的な市民的権利から、「不可触民」の法的位置づけがなされている。[押川, 1995: 24-33] [孝忠, 1992]
- 3) 「清掃人カースト」とは、おもに道路清掃のほか便所、排水溝、下水道などの清掃を「伝統的」職業として従事する社会集団を一括して指す。清掃人の集団としての位置づけは、都市と農村部、時代区分、とくに都市自治体(municipality)の成立前後の状況によって、一括するにはできない。また、独立以前から一貫して継続してきた「カースト集団」、あるいは「職能集団」として扱うことを問題であるとする立場もある。一般に、「清掃人」「屎尿処理人」「scavenger」「sweeper」、ジャーティ名として「バンギー Bhangi」などの呼称が使用されるが、本稿では便宜上「清掃人カースト」と一括して表記し、その対象は、インド独立後の、インド政府による「1966 年の調査委員会報告書で対象とされる清掃人集団」に限定する。なお、カースト研究全般については、[藤井, 1989, 1990, 2003] に詳しい。
- 4) 清掃人カーストは、「不可触民」のなかでもよく知られた存在であり、ほぼインド全域に分布する。
- 5) たとえば、社会正義とエンパワーメント省 Ministry of Social Justice and Empowerment の 2003-04 年度の年次報告書によると、清掃人集団を対象とした 3 つの福祉政策(融資、教育奨学金、調査委員会)が実施されている。[Government of India, Ministry of Social Justice and Empowerment, Annual report 2003-04 のウェブサイト参照, <http://socialjustice.nic.in/>]
- 6) 中世、近世インドの村落内・村落間分業体制に関する類型には、代表的な「ワタン体制」と「ジャジマーニー制度」がある。前者は中世のデカン地方について、後者は 20 世紀前半の北インドの村落内分業体制を概念化したものである。ワタン体制に関しては、[深沢, 1987; 小谷, 1989, 1996] を参照。ジャジマーニー制度とは、



1925-31 年にかけて北インド（現ウッタル・プラデーシュ）のカリンブル村の調査から、村落内のカースト間分業関係を明らかにしたアメリカ人宣教師で社会学者の W. H. ワイザーによる用語 [Wiser, 1936]。本稿で取り上げる清掃人カーストの慣行権は、ジャジマーニー制度の延長と考えられているが、定説を捉えることは難しい。

- 7) 扱うカースト集団は異なるが、[小谷編, 1994] を参照。とくに法と裁判の問題から分析されている。
- 8) Government of India, Department of Social Welfare, *Report of the Committee on Customary Rights to Scavenging*, New Delhi, 1966. なお、本稿では慣行権委員会報告書 (Customary Rights Report) と略記する。
- 9) 乾式便所とは、下水道に直結していない、清掃人カーストによる日々の屎尿処理サービスを必要とする便所の意。
- 10) Government of India, Ministry of Home Affairs, *Report of the Scavenging Conditions Enquiry Committee*, New Delhi, 1960, pp. 79-80. 同委員会は委員長名のマルカーニー (N. R. Malkani) からマルカーニー委員会報告書 (Malkani Committee Report) と呼ばれているので、本稿でもそのように略記する。
- 11) パンの一種。全粒の小麦粉を水で練って平らにし、薄く焼いたもの。
- 12) 必ずしも、該当する州全体に慣行権が及んでいるとは限らない。そのほかの屎尿処理が市制化されていると言われる地域においても、私有便所の清掃に関しては慣行権を持つプライベート清掃人のサービスが継続されている場合も考えられ、同一地域で市制化と慣行権流布が重複している事態もまれではない。
- 13) 視察行地域は、ウッタル・プラデーシュ、マディヤ・プラデーシュ、マハーラーシュトラ、ラージャスターン、アンドラ・プラデーシュ、グジャラート、パンジャブ、ジャンムー・カシミールからなり、地域は北・西インドに集中している。
- 14) (f) 号、「財産を取得し、保有し、また処分すること」は、第 44 次改正により削除された。また、財産の強制収容について定めていた第 31 条も廃止された。
- 15) Government of India, Ministry of Home Affairs, *Study of customary rights and living conditions and working conditions of scavengers in two towns (Census of India 1961; Monograph series; v. 1, pt. 11-D)*, New Delhi, 1966. 以下、「センサス・モノグラフ報告書 Census Monograph Report」と略記する。
- 16) A.I.R. 1938 Madras 881; A.I.R. 1951 Madhya Bharat 120; A.I.R. 1958 Allahabad 699; A.I.R. 1961 Allahabad 518.
- 17) A.I.R. 1938 Madras 881; A.I.R. 1951 Madhya Bharat 120; A.I.R. 1958 Allahabad 699.
- 18) 「手作業の屎尿処理人雇用と乾式便所建造（禁止）法（1993 年インド法律第 46 号）(The Employment of Manual Scavengers and Construction of Dry Latrines (Prohibition) Act, 1993)」。連邦レベルでの立法化ははじめてである。規定内容は、「手作業の屎尿処理労働の禁止」にともない、慣行権がその存在に大きく依存してきた「乾式便所の建造・維持の禁止」を規定していることから、実質上の慣行権の廃止がうかがえる。法案の審議過程では、慣行権のあり方、清掃人への補償の問題は取り上げられていない。補償の問題は、1960 年代以降考慮されないまま、議論は立ち消えたと考えられる。
- 19) 公共性に焦点をあてて慣行権の問題を検討することは重要である。しかし、本稿の問題設定を越えてしまうため、別稿を期したい。以下に収録された論文を参照のこと、2000、「200 号記念特集 21 世紀への社会学的想像力——新しい共同性と公共性——」『社会学評論』50 (4・3): 434-616。また、南アジアについての動向は、粟屋利江、2002、「南アジアにおける「公共圏」・「市民社会」をめぐる研究動向」『南アジア研究』14: 145-168。

## 文 献

### 政府報告書

- Government of Bombay, 1958, *Report of the Scavengers' Living Conditions Enquiry Committee*, Bombay.
- Government of India, Ministry of Home Affairs, 1960, *Report of the Scavenging Conditions Enquiry Committee*, New Delhi.
- Government of India, Department of Social Welfare, 1966, *Report of the Committee on Customary Rights to Scavenging*, New Delhi.
- Government of India, Ministry of Home Affairs, 1966, *Study of customary rights and living conditions and working conditions of scavengers in two towns (Census of India 1961; Monograph series; v. 1, pt. 11-D)*, New

Delhi.

Government of India, National Commission on Labour, 1969, *Report of the Committee to Study the Working and Service Conditions of Sweepers and Scavengers*, Delhi.

Government of India, Planning Commission, 1990/91, *Report of the Task Force for Tackling the Problems of Scavengers and Suggesting Measures to Abolish Scavenging with Particular Emphasis on Their Rehabilitation*, New Delhi.

#### その他の文献

Chaplin, Susan E., 2002, "Scavengers: still marginalized", in Sha ed., 205-240.

Human Rights Watch, 1999, *Broken people: caste violence against India's Untouchables*, New York.

Kane, P. V., 1950, *Hindu Custom and Modern Law*, Bombay: Books for Change.

Prasad, Vijay, 2000, *Untouchable freedom: social history of a Dalit community*, New Delhi: Oxford University Press.

Sha, Ganeshyam ed., 2002, *Dalits and the State*, New Delhi: Concept Publishing Company.

Sharma, Rama, 1995, *Bhangi: scavenger in Indian society, marginality, identity and politicization of the community*, New Delhi: MD Publications PVT LTD.

Shyamlal, 1984, *The Bhangis in transition*, New Delhi: Inter-India Publications.

Singh, Ram Gopal and Ravindra D. Gadkar eds., 2004, *Restoration of human rights and dignity to Dalits: With special reference to scavengers in India*, Delhi: Dr. Babasaheb Ambedkar National Institute of Social Sciences.

Wiser, W. H., 1936, *The Hindu Jajmani System*, Lucknow: Lucknow Pub. House.

押川文子, 1995, 「独立後の「不可触民」——何が、どこまで変わったのか」押川編, 19-111.

押川文子編, 1995, 『フィールドからの現状報告』(『カースト制度と被差別民』第5巻)明石書店.

孝忠延夫訳, 1992, 『インド憲法』関西大学出版部.

三宅博之, 1995, 「カルカットとハウラーにおける清掃人の社会経済的状況」押川編, 115-162.

山崎利男, 1994, 「ヒンドゥー法におけるカースト慣習」小谷編, 37-85.

篠田 隆, 1992, 「尿尿処理人の雇用・労働条件に関わるインド政府書報告書の研究」『東洋研究』102: 51-103.

———, 1995, 『インドの清掃人カースト研究』春秋社.

小谷汪之, 1989, 『インドの中世社会』岩波書店.

———, 1996, 『不可触民とカースト制度の歴史』明石書店.

小谷汪之編, 1994, 『西欧近代との出会い』(『カースト制度と被差別民』第2巻)明石書店.

———, 1997, 『インドの不可触民——その歴史と現在』(世界人権問題叢書19)明石書店.

深沢 宏, 1987, 『インド農村社会経済史の研究』東洋経済新報社.

藤井 毅, 1989, 「カースト論への視点とカースト団体」『アジア経済』: 30-52.

———, 1990, 「カースト研究の回顧と展望——カーストおよびインド社会論関連研究文献目録(図書編), 1969年代以降の主要な研究を中心として」東京外国語大学・海外事情研究所編『都市におけるエスニシティと文化』東京外国語大学・海外事情研究所[文部省特定研究報告14], 113-78.

———, 2003, 『歴史のなかのカースト——近代インドの〈自画像〉』岩波書店.

内藤雅雄, 1990, 「マハール・ワタンの廃止とB. R. アンベドカル」内藤編『近現代南アジアにおける社会集団と社会変動』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所.

南楚 猛, 1999, 「インドにおける都市化・工業化と農民の対応——デリー大都市圏農村の事例」『地誌研年報』8: 87-119.